HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	諸外国におけるインドネシア経済史研究:植民地社会の成立と構造
Author(s)	宮本, 謙介
Citation	經濟學研究, 42(2), 77-101
Issue Date	1992-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31916
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(2)_P77-101.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 42-2
北海道大学 1992.9

＜研究動向＞

諸外国におけるインドネシア経済史研究

——植民地社会の成立と構造——

宮 本 謙 介

はじめに

筆者は，前稿[1]において1970年代後半～1980年代前半に諸外国で展開したギアツ理論(「農業のインボリューション」論[2])批判の19世紀ジャワ経済史研究を整理検討し，それがとりわけ強制栽培期（1830～1870年）のジャワ農村社会研究に貴重な成果を齎したことを指摘した。そこでは強制栽培期ジャワ農村の実態把握が大きく前進し，ギアツの言う輸出向けの強制栽培（特に甘蔗）と農民の食糧生産（米作）の生態的共生論に対しては，両者の競合関係が具体的に明らかにされ，強制栽培への農民のインボリューショナルな反応として，高い社会的・経済的同質性を維持したとする「貧困の共有」論に対しては，現地人在地首長の権力強化と下層農民の没落という階層分化の進展が対置され，ギアツの均質的農民像は全面的に否定された[3]。

本稿は，前稿の続編として，植民地社会成立期を中心にギアツ批判以後の強制栽培期農村社会研究の進展や外島（ジャワ・マドゥラ以外の諸島）を含めたその他の注目すべき研究動向を検討し，日本でほとんど紹介されていない諸外国の研究水準を確認するとともに，今後の研究課題の一端を提示しておきたい。なお，以下で扱う諸研究は，1980年代後半～1990年代初頭のものを中心とするが，一部に1970年代後半～1980年代前半の研究も含まれる。

1）拙稿「ギアツ理論と19世紀ジャワ経済史研究 ——『農業のインボリューション』論の批判的展開」『歴史学研究』第554号，1986年5月。

2）Geertz, C., *Agricultural Involution: the Process of Ecological Change in Indonesia*, Berkeley, 1963.

3）前稿執筆後に得たギアツ批判研究にスハイク(Schaik, A van)の研究がある。Schaik A. van, *Colonial Control and Peasant Resources in Java*, Amsterdam, 1986.
スハイクは，1830～1920年のジャワにおける植民地政策と砂糖生産が現地人農業に与えたインパクトを検出し，ギアツの「農業のインボリューション」論を全面的に批判することを課題としているが，その批判点はエルソンやナイトらと共通するところも少なくない。具体的分析は，ジャワ中部のトゥガルと東部のパスルアンであり，いずれもジャワ北岸の砂糖生産中心地帯である。主な論点としては，①人口密集地帯・高生産力地帯・砂糖生産地帯の3者は必ずしも高い相関関係を示しているわけではなく，ギアツの地帯構造把握は不十分であること，②灌漑水田はギアツの言うように甘蔗栽培とともに拡大したのではなく，すでに灌漑の整った所に甘蔗が進出していること，③企業による運河やダムの建設は専ら工場用水や甘蔗畑の給水のためであり，水田の拡大に寄与しておらず，住民の水利用はむしろ減少して農業の質と量を低下させたこと，④内陸部のコーヒー栽培に伴う森林伐採や土壌侵食が平野部農業に悪影響を与えたこと(水質悪化→生産性低下)，⑤砂糖生産の労働力はギアツの言うような余剰労働ではなく，賦役労働の大量徴発によって住民農業の労働力不足は深刻化していること，⑥自由主義政策への転換とともに土地なし農民の労働力利用が拡大したが，土地保有農民も依然として村落首長層を介して前貸しで土地貸与を強いられていたこと，などである。総じて言えば，植民地政策は住民農業における労働力投入量の減退，水供給量の減少，生産性の低下などによって，農民の食糧生産・商品作物生産の意欲を低下させ，農民経営と自然環境の中にある経済発展の可能性を妨げたと結論づけている。

I．19世紀ジャワ経済史研究

1．強制栽培制度の農村社会へのインパクト

ギアツ批判を通じて飛躍的前進をみせた強制栽培期ジャワの社会経済史研究は，強制栽培制度がジャワ農村社会に与えたインパクト，およびプランテーション体制への移行期の労働力の性格に関して，極く最近の研究では，ファッスール(C.Fasseur，オランダ)，エルソン(R.E. Elson，オーストラリア)，ファン・ニール（R. van Niel，アメリカ)らとナイト(G.R.Knight，オーストラリア）の間で大きく異なる見解が提起されるに至っている。これは今後の強制栽培制度研究の重要な論点になるものと思われるので，やや詳しく各論者の論点を追っておきたい。以下では，まず強制栽培による農村社会の発展・繁栄を強く主張するファッスールとエルソン，強制栽培期の位置づけに関して通説の修正を迫るファン・ニールの見解を紹介し，次にこれらの論者を全面的に批判するナイトの見解を示し，最後に筆者のコメントを加えておく。

ファッスールの論文「19世紀ジャワにおける強制栽培制度とオランダ植民地経済および現地社会へのインパクト」[4]（1986年）によれば，19世紀中葉以降の植民地当局者の間では，リベラル派の強制栽培制度批判が支配的であり，また戦前における強制栽培制度の研究者たち（ピールソン，クライブ・デイ，コーレンブランデル，ホンフレイプなど）も強制栽培制度に強く反対したリベラル派の学者であり，そこには保守派のファン・デン・ボスが導入した制度に対する強いバイアスが見られると言う。

次にファッスールは，ギアツ批判の成果として，強制栽培における生産と労働力の組織化が現地人首長，とりわけ村長を通して行われ，それが村長・村役人の権力強化，農村社会の階層化を齎したという点を確認する。そのうえで強制栽培期の村落経済の変化として，土地保有農民に与えられた栽培報酬によって，栽培負担農民が雇用労働力や小作農を利用できるようになり，1830年以前のように貨幣不足から中国人やヨーロッパ人の高利貸に支配されることもなくなったこと，土地保有農民にとって栽培報酬が1830年以降の重要な収入源となったこと，地租も栽培報酬と相関して上昇したが，全体として栽培報酬が地租額を上回ったこと，栽培報酬による急激な貨幣経済化と商品流通の拡大が看取されること，などを指摘する。これらの点はエルソンのパスルアン研究やフェルナンド(後述)のチレボン研究でも確認されているとし，更に1856～1869年の州知事によるジャワ住民の経済状態に関する報告書類を分析しても生活水準の全般的上昇が認められると言う。

これに関連づけて，19世紀の人口増加については，ホワイト（B.White）やボームハールト（後述）が，その主要因を強制栽培に伴う労働需要の増大に対して，出生率を高めて家族労働力を増やそうとした住民の対応の結果であるとしたことを批判し，当該期の生活水準の上昇，天然痘の予防接種の普及などに原因を求めている。

要するに，リベラル派の強制栽培制度攻撃で植え付けられたイメージ，つまり強制栽培による農村の破壊・荒廃といったイメージは誤りであり，栽培報酬による貨幣経済の促進と農村の経済発展に与えたインパクトが強調されている。エルソンも論文「ジャワの強制栽培制度における農民の貧困と繁栄」[5]（1990年）において，フ

4) Fasseur, C., "The Cultivation System and its Impact on the Dutch Colonial Economy and the Indigenous Society in Nineteenth Century Java" in C.A.Bayly and D.H.A.Kolff (eds.), *Two Colonial Empires; Comparative Essays on the History of India and Indonesia in the Nineteenth Century*, Martinus Nijhoff Publishers, 1986.

5) Elson, R.E., "Peasant Poverty and Prosperity under the Cultivation System in Java" in A. Booth, W.J.O' Malley and A.Weidemann (eds.) *Indonesian Economic History in the Dutch Colonial Era*, Yale University Southeast Asia Studies, 1990.

ァッスールと同様にリベラル派の強制栽培制度批判は正確な事実認識に基づくものではなく，したがって史料によって事実関係を正確に理解することから出発しなければならないと言う。そして主題は，強制栽培制度が農民の物質的生活水準を改善したか否かであるとしている。エルソン説の要点は以下の如くである。

強制栽培制度の否定的側面としては，農民の賦役負担量が1830年以前の4～5倍に達したこと，栽培報酬はその作物の市場価格をはるかに下回ったこと，食糧生産・水利用への厳しい規制，初期の実験栽培の失敗に対して何ら補償がなかったこと，インフラ整備への無償労働，なども認められるが，かかる否定的影響にもかかわらず，強制栽培制度は農民層に一般的繁栄を齎したと言えるだけの十分な証拠がある。これまでの研究では，賦役労働の重圧ゆえに食糧生産は犠牲にされたであろうとか，栽培報酬は僅かであるから収入は減少したであろうといった推測で農民の貧困化を議論しており，それでは農民は常に受動的で環境適応能力がないと見做されることになり，それは農民の生活態度に対する著しい歪曲である。ところが，当時のオランダ人行政官の報告書類の多くは農村経済の発展を記録しており，統計的に見ても砂糖栽培では1838年以降は栽培報酬が常に地租額を上回り，農民は規則的な現金収入によって安値で米を売る必要がなくなっている。この点は，農民にとって収益の少ないインディゴやコーヒーについても，一部の例外を除いて妥当する。全体として見れば，一人当たりの所得と消費でも一貫して上昇傾向にあり，耕地面積と米生産は拡大し，単収も微増，一人当たり米収量はかなり増加している。例えば，パスルアンの一部で米不足がおこると，周辺農村では商品としての米生産が拡大し移出されて，輸送網の拡充による商業活動の活性化を促すといった循環がみられる。強制栽培制度のための設備が生産活動の規模を拡大するという面もあり，これは変化する経済環境への農民の適応として評価できる。

このようにエルソンは，強制栽培制度の下でジャワ農村社会が，全体として急速な経済発展を経験したと結論づけている[6]。

一方，ファン・ニールの論文「強制栽培制度の，その後の経済発展への遺産」[7]（1990年）では，前2者とはやや異なる視角から，強制栽培制度の歴史的位置づけが試みられ，強制栽培制度が社会経済変動に齎した幅広い枠組みを捉えるべきであるとして，これを資本形成，低賃金，村落経済という3つの論点に即して検討している。

まず資本形成に関しては，次のように主張す

6）エルソンの最近の研究には，本文で紹介した外に植民地初期のジャワ村落社会に関する研究もある。Elson, R.E., "Aspects of Peasant life in early 19-th Century Java", in Chandler, D.P and M.C. Ricklefs (eds.), *Nineteenth and Twentieth Century Indonesia*, Centre of Southeast Studies, Monash University, 1986.

この論文の要点は，以下の如くである。①当時の村落人口は数十～200人程度であり，核家族を再生産の基本単位とするが，上層農家は補助労働力も雇用している。農業ばかりでなく，織維・油製造などの農村家内工業の展開も見られる。②農村人口の流動性はかなり高いが，これは内陸山岳部の移動農耕ばかりでなく，低地でも天水田の不安定性，伝染病，自然災害，重税・重賦役負担などが人口流動を促し，また農閑期の季節労働者の移動も恒常化していた。③農村の市場経済では，村落間の商品交換とともに，中国人商人を介した商取引も常態化しており，農村部も広範な貨幣経済の一環に組み込まれていた。④農民の土地保有の様々な形態（個人保有や定期割替など）の存在は，主に上級権力者の賦役労働要求に対応して形成されたもので，人口稠密で賦役負担が重い地方では，住民が等しく土地に接近できるように（移住を防ぐために）割替が一般的となった。⑤自己完結的なミニ国家としての村落像は今日の研究水準では否定されており，植民地支配の深化とともにジャワ村落が造り上げられてきたとするオンホッカムやブレマンの研究は貴重であるが，しかし19世紀初頭から村落が既に一定の社会単位として機能していた点も見逃せない。

エルソンの村落論は，オンホッカム，ブレマン，ケアリらと共通する点も多いが，本格的な植民地支配の以前から既に一定の自律性が存在したとするところに特徴がある。

7）van Niel, R., "The Legacy of the Cultivation System for Subsequent Economic Development" in A.Booth, et al (eds.), *op. cit.*, 1990.

る。すなわち，義務供出期においてヨーロッパ資本は，その高いリスクゆえにジャワ農業への投資を控えたが，強制栽培期に入って政庁が契約工場へ資金を貸付け，原料と労働力の供給も政庁が保障するようになると，企業家の参入も活発化した。貸付金返済としての農産物の引き渡しも，その規定量を超える分は自由に処分でき，工場主には資本蓄積も可能となった。彼らは，植民地官僚や輸出入業者を輩出するような現地ヨーロッパ人の有力家族の一員であり，こうした一族が資本形成の担い手であった。つまり，当該期の資本形成はジャワ自体で進んだのであり，ジャワが世界市場に安価な商品を供給できると最初に自覚したのも現地の資本家であった。ファン・ニールによれば，強制栽培制度が私企業の活動に反対し，資本形成を制限したとか，1850年代以降に私的資本は外部から持ち込まれたという通説は誤っており，本質的な資本形成はジャワ内部で進展し，これが次のプランテーション期を準備したということになる。

次の低賃金に関しては，強制栽培期の労働力は圧倒的に無償賦役に依存しており，有償労働も現地人首長層の権力によって調達されたこと，1880年代に人口圧の増加と耕地不足，砂糖不況などで，一部の農民は村落外に収入源を求めざるを得なくなるが，この場合にも労働力調達はやはり強制力に依存していたこと，などを指摘している。

最後の村落経済については，現地人の上級首長層の権力は，19世紀初めから徐々に剝奪されていたこと，地租制度の導入以降，旧社会に由来するチャチャ制下の中核農民を中心に，村落のヒエラルキー構造が強化されたこと，中核農民の中から輩出される村落支配者層の富と権力が強化され，この農民層の階層化とともに社会単位・生産単位としての村落結合が進展したこと，これらの変化を強制栽培制度が継続させたこと，などである。

低賃金と村落経済については，エルソンらの先行研究を継承しているのみで斬新な問題提起はないが，ファン・ニールの強調点は，19世紀の変化のパターンが，1830年以前に既に現れており，1870年以降も継続していること，つまり強制栽培による変化よりも連続面を重視するところにある。従来の研究では，強制栽培制度が政策上の大きな変化と見做され，それゆえにジャワ社会に破壊的なインパクトを与えたと捉えられたが，実はそうではなく，植民地搾取をより効率的にする戦術はあったが，ジャワを市場経済に統合する長い歴史的プロセスの一時期とみるべきであると言う。

このような3人の強制栽培期のジャワ農村把握の新たな試みに対して，全面的な批判を加えているのがナイトである。ナイトの論文「19世紀ジャワの農民層と甘蔗栽培，プカロンガン州の一研究，1830～1870年」[8]（1990年）は，まずエルソンらの所説を次の3点に要約する。①伝統的権力に基づく現地人支配者層の積極的利用，伝統的チャンネルの利用が強制栽培制度の成功の鍵であった。②農民を強制栽培に大量動員できたのは，現地人首長層の圧力だけではなく，栽培報酬の支給であり，これが齎した農村の繁栄である。③農民の協力が得られたのは，それが在来の農村社会の秩序を過度に破壊するものではなかったからである。このように要約し，ナイトはエルソンらの立場を「近代学派」（modern school）と呼ぶ。そして1850～1875年の第3四半世紀を，「近代学派」のように過渡期（transition）としてではなく，転形（transformation）の時期として捉えるべきであると言う。具体的批判は，中部ジャワのプカロンガン地方，ウォノプリンゴ（Wonopringo）砂糖工場地区の分析に即して行われる。

まず現地人支配者層について。強制栽培導入期おいては上級首長（プリアイ）とオランダ人

8）Knight, G.R., “The Peasantry and the Cultivation of Sugar Cane in Nineteenth Century Java: A Study from Pekalongan Residency; 1830－1870”, in A.Booth, et al (eds.), *op. cit.*, 1990.

行政官とは協調より対立の側面が強く，プリアイは初期のインディゴ，甘蔗栽培の失敗で大きな損害を蒙り，徐々にオランダの優位が確立した。1860年代になるとブパティ（県長）やウェダナ（郡長）は伝統的権威を失い，賦役収取権の否定にも反対せず，生産現場から離反して官僚として高給が得られることを期待するようになっていた。強制栽培制度の成功は，1850年代～1860年代に経済力をつけた村落支配者層の支持を得られたからであり，とすれば伝統的エリートの伝統的権力に依存したとみるのは誤りであり，その性格の変化（伝統的ではなくなったこと）に着目すべきである。

次に栽培報酬については，地租を上回る栽培報酬が農民に一般的繁栄を齎したかどうかは疑わしいと言う。地租は村落単位で賦課され，農民は帳簿上の額よりもはるかに多くを村長や徴税官に支払わねばならなかった。農園の垣根作り（野獣の襲撃を防ぐ。その費用は栽培報酬の5～10%に相当）など無報酬の労働もあり，砂糖栽培に要する補助労働力や役畜は農民が自前で調達し，無償で栽培に投入しなければならなかった(この費用も栽培報酬の10%以上)。したがって，地租や栽培報酬を額面どおりに受け取ってはならない。また，農村への消費物資の大量流入は事実であるが，これは地場産業や米作の後退によって，農民が工場からの収入に依存し，消費財を購入せざるを得なくなったためであり，村落エリートが購買力をつけたとしても，大多数の農民の繁栄は幻想であろうと言う。

最後に農村社会について。19世紀中葉のジャワ農村社会では，生産関係とその組織化において，連続面よりも転形の側面が顕著であり，農村社会は砂糖生産に深く組み込まれ，それに包摂されることなしには生計を維持できない農民層を生み出した。つまり，砂糖生産は農村経済の構造を大きく変えたのである[9]。

ナイトは更に，プランテーション体制移行期の工場労働者の性格に関しても，論文「植民地後期のインドネシアにおける農民の労働と資本主義的生産，中部ジャワのある砂糖工場での“キャンペーン”，1840～1870年」[10]でエルソンらの従来の見解を批判する。ナイトによれば，エルソンは，賦役労働の廃止以後，少なくとも1880年代までは工場の労働力調達が経済外強制に強く依存していたと見ている。何等かの経済外強制に基づく労働力調達を重視する点では，ファッスール，ブレマン(後述)，ゴードン[11](A.Gordon)，ティヘルマン[12](F. Tichelman)らもほぼ同じ理解に立っている。これに対してナイトは，エルソンらの理解を生産様式の接合論的把握（ゴードンは植民地生産様式）として，これを認めない。具体的分析は，やはりプカロンガン地方のウォノプリンゴ砂糖工場地区に即して行われ，次のように言う。

1850年代までは，在地首長層の賦役徴発と工場の労働力調達の間に労働力確保をめぐる対立があり，土地保有農も工場賦役を代位させる労働力として土地なし農民を保持していたために，工場は労働力の調達で植民地当局に依存せざる

9）ナイトの最近の研究では，このほかに強制栽培期プカロンガン地方における住民農業に関する論文もある。Knight, G.R., “The People's Own Cultivation: Rice and Second Crops in Pekalongan Residency, North Java, in the Mid-Nineteenth Century”, *Review of Indonesian and Malaysian Affairs*, Vol.19, No. 1 , 1985.
この論文でナイトは，プカロンガンが18世紀末以来インディゴの栽培中心地となり，水田を利用するインディゴの集約的栽培が地力の低下をまねき，これが強制栽培期の稲作の停滞要因であったこと，米生産の減退にもかかわらず住民は商品作物としての裏作（メイズ，豆類，綿花，タバコなど）の拡大によって持ちこたえたこと，などを指摘している。

10) Knight, G.R., “Peasant Labour and Capitalist Production in Late Colonial Indonesia: The ‘Campaign’ at a North Java Sugar Factory, 1840－70”, *Journal of Southeast Asian Studies*, Vol. 19, No. 2 , 1988.

11) Gordon, A., “Indonesia, Plantations and the ‘Post-Colonial’ Mode of Production”, *Journal of Contemporary Asia*, Vol.12, No. 2 , 1982.

12) Tichelman, F., “Problems of Javanese Labour: Continuity and Change in the Nineteenth Century (Servitude and Mobility) ”, *Itinerario*, Vol.11, No. 1 , 1987.

を得なかった。しかし，1860年代に入って，在地首長層の権限縮小(賦役徴発の規制)，砂糖生産の拡大に伴う現地人農業の後退，急激な人口増加による余剰労働力の増大といった諸条件の中で，土地保有農による土地なし農の支配も弱体化してきた。こうして下層農＝土地なし農は，表面上は賦役の代行者であろうとも，生活の実質的部分は工場労働に依存せざるを得なくなっており，既にこの時期には生産手段から分離され，自ら労働力を売るプロレタリアートへと変化してきている。工場が労働力調達の際に，村長ら有力者をエージェントとしていたことは否定できないが，それは労働力の質を規定する上で重要な側面ではなく，実質的にはその生計を賃労働に依存するプロレタリアートと見做すべきであり，これを前資本主義的労働力とすることは誤りである。

以上が強制栽培制度の農村社会へのインパクト，および移行期の労働力の性格に関する極く最近の研究動向である。筆者には，各所説の中に積極的に評価すべき論点も含まれるが，同時に難点もあるように思われ，したがって論争全体の批判的継承が望ましいと考えている。例えば，農村社会へのインパクトに関しては，「栽培報酬による農村経済の発展・繁栄」というテーゼに対するナイトの批判は有効であるように思われる。大量の貨幣流通・商品流通，農民の購買力の上昇をもって「農村の繁栄」とみるのはやや短絡的であり，強制栽培による在来農業の包摂，貨幣報酬に依存せざるを得ない農民層の析出といった変化の側面に注目すべきである。現地人上級首長に関してもナイト説を首肯できるが，しかしナイトが言うように村落支配者の経済力の強化のみが強制栽培制度を支えたとは考えられず，経済外強制を発動しうるほどの権能の温存・維持が図られたとみるべきであり，この点で筆者はエルソンやファン・ニールのように旧社会からの連続面を重視したい。強制栽培期ジャワの社会経済変動は，変化と連続の両面から統一的に捉え直すことが肝要であろう。

また労働力の性格に関するナイト説には，次のような疑問点を提示しておこう。ウォノプリンゴ工場では1866年に工場労働を全面的に賃労働に移行させた際，労働力調達に困難はなかったと言うが，具体的な調達方法が明らかではないこと，工場労働者は実質的には賃労働に依存せざるを得ないと言うが，工場の操業期間は約5ヵ月であり，年間を通じて工場収入が主たる収入源になっているのか，あるいはナイトの分析では工場労働者のみに限られているが，耕作強制を強く受けると思われる作付け労働などを含めて，砂糖生産に組織されるすべての労働力に関する検討が必要であろう。総じて言えば，ナイトの所説は，ジャワの砂糖生産の発展(1860年代～プランテーション体制期)をオーソドックスな資本主義生産システムとして描くことに熱心なあまり，労働力の性格規定に関しても植民地的特質把握の視点が弱いように思われる。

2．直轄領の地方史研究

次にジャワ直轄領に関する研究では，上記の外に地方史の実証研究の進展が特徴的である。以下，その代表的なものとしてオンホッカム(Onghokham，インドネシア)，ブレマン(J.C.Breman，オランダ)，フェルナンド(M.R.Fernando，オーストラリア)，ジョコ・スルヨ(Djoko Suryo，インドネシア)の研究を取り上げておこう。ただし，これらの研究については既に別稿[13]でやや詳しく検討しているので，以下では要点のみを紹介するにとどめる。

オンホッカムは，東部ジャワのマディウン地方史を分析した学位論文「マディウン理事州，19世紀のプリアイと農民」[14](1975年)において，

13) 拙稿「オランダ植民地支配とジャワ農村の労働力編成　－強制栽培期の砂糖生産地帯を中心に－」『経済学研究』(北海道大学)第39巻第1号，1989年6月。同「オランダ植民地支配とジャワの在地首長層」『経済学研究』(北海道大学)第39巻第4号，1990年3月。

14) Onghokham, The Residency of Madiun: Priyayi and Peasant in the Nineteenth Century. Ph. D. Dissertation, Yale University, 1975.

マタラム王国から植民地国家への移行過程における階級関係の変容を課題とした。そしてマタラム時代以来，ジャワ農村社会には明確な階級関係が存在することを強調し，それが植民地国家への移行過程でどのように継承され，どのように変化したかを，在地首長層の諸権能の詳細な分析によって検討している。強制栽培制度に関する部分では，オランダは制度の終わりまで現地人首長層とは協調的であったと見る。在地首長層の頂点に立つブパティ＝レヘントは，依然強大な権力をもって直接生産者から現物税や賦役を収取しており，中には大規模な所領を支配し，その領内で封土制（ジャワ中世のマタラム国家に特有の知行制）を展開するものもいた。また，農民層の分析では，マタラム時代から既にシクップと呼ばれ個別的な土地保有権をもつ農民層（開村者の子孫と考えられる）と，そのシクップ＝主人の保有地耕作や開墾の援助，賦役の代行などを行う隷属民（ムヌンパン等の呼称をもつ）との階層差が存在したと言う。ところが，植民地体制の下でシクップ＝ムヌンパンの農民関係にも一定の変質が生じ，ムヌンパンを含めた全農民層の植民地国家への従属強化が進展したとしている。

一方，西部ジャワのチレボン農村社会を素材としたブレマンは，前植民地期・植民地初期（18世紀～19世紀前半）を分析対象とした論文「ジャワの村落と初期植民地国家」[15]において，前植民地期の在地社会では，首長・領主（マタラム国家の下級官僚）と直接生産者の支配＝隷属関係があくまで第一次的なものであったとみる。直接生産者は，在地の首長・領主との垂直的結合によって，その存在が規定されていたのであり，共同体的＝地縁的な結合は第二次的なものに過ぎなかった。また植民地初期段階に至っても，旧首長層＝在地有力者が尚隠然たる権力を握っており，植民地当局は強制栽培の労働力調達で彼らを利用せざるを得なかった。村落共同体としての結合は，租税・賦役の賦課単位として，むしろ植民地化の深まりとともに徐々に強化された。また，村落内部においても農民層の明確な階層差が存在したとされ，当該期の農民は土地保有農民と土地なし農に二分される。前者の有力農民は，その経営内に土地なしの親族や非血縁の隷属民世帯，単身の農業労働者などをかかえる大家族構成をとっており，強制栽培期の土地共有化[16]による両者の同化も限定的なもので，この階層差は根強く存続したと言う。

このように，オンホッカムやブレマンは，マタラム時代から植民地社会への移行期における在地の階級関係の連続と変容の諸側面を分析し，従来の超歴史的なジャワ社会論を批判しており，ともに意欲的な研究と言えよう。

15) Breman, J.C., "The Village on Java and the Early Colonial State", *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 9, No. 4, 1982. do., *Control of Land and Labour in Colonial Java*, Floris, 1983.

16) 19世紀ジャワ農民の土地保有，とりわけ土地共有制に関しては，ボームハールトによる最新の研究がある。Boomgaard, B., *Between Sovereign Domain and Servile Tenure, The Development of Rights to Land in Java*, 1780-1870. Free University Press, 1989.

この研究でボームハールトは，『提要』その他の未公刊史料を利用して地方別の土地保有形態を検討し，これまで論争の的となってきた耕地の「共同的保有」化については，次のように結論づけている。

ジャワでは「個人的保有」が支配的な土地保有形態であったが，18世紀から「共同的保有」がすでに存在しており，一般的には伝染病・凶作・重税などによる放てき地・無主地が村落の「共同的保有」となった。「共同的保有」地は1780～1812年に拡大した可能性が大きく，これは特に重税・重賦役の東北海岸領で著しく，重賦役地方では，賦役の負担量に応じて，より大規模な保有地の分配を受ける上層の有力農民，一般の土地保有農民，土地なし農民という3階層構成が顕著になった。また，19世紀初頭の私領地でも，領主（主にオランダ人，中国人）が旧来の土地制度に干渉し，換金作物（インディゴ，甘蔗）の導入に際して，輪作の必要から耕地の「共同的保有」化を図った。さらに1813年以降の地租導入の時期にも一部の地方（プカロンガン，レンバン，スラバヤなど）で「共同的保有」が進展している。強制栽培期に入って，1830～1850年が「共同的保有」の最盛期であるが，しかしこの時期においても村落内の「共同的保有」地は決して均等ではなく，上層・中核の保有権者はその世襲的権利を保持しており，土地なし農民も一定の比重（1850年ごろにその比率

次に，フェルナンドの学位論文「農民とプランテーション経済，強制栽培制度から1900年代末までのチレボン州におけるヨーロッパ・プランテーションの社会的インパクト」[17]（1982年）では，19世紀全体のチレボン（西部ジャワ）農村の社会変動が扱われている。フェルナンドの問題関心は，植民地支配によって持ち込まれた商業的農業がチレボン農民に如何なるインパクトを与えたのかという点を検出することであり，とりわけ「農民層の社会経済的分解が進展したのか，それともギアツ理論の『農業のインボリューション』が含意するように分解が回避されたのか」というテーマが中心課題のひとつとなっており，ギアツ理論批判も強く意識されている。イギリス支配期（1811～1816年）からオランダ権力回復期までのいわゆる自由主義期のチレボン農村では，商品作物栽培によって村落の社会経済生活を支配し，その経済的地位を強化した少数の有力農民が登場してきた。強制栽培制度導入期（1830～1836年）になると，強制労働による大規模な商品作物栽培が上級首長や村役人の協力によって軌道に乗り，土地保有の中核農民の中から村長・村役人を構成するような有力農民が強制栽培制度への協力を通じて形成された。次の時期（1837～1880年代中葉）には，強制栽培制度が農村社会に定着し，商業的農業の拡大が農村の経済状態を改善し安定した経済成長を齎した。同時にこの時期は，一部の有力農民（村支配者層），一般の土地保有農民，土地なしの小作農・農業労働者という3階層構成が固定化した時期でもあるが，商品作物栽培の成長によって通説が言うような実質的貧困階層の析出といった事実は見当たらないとも言う。1880年代中葉以降になると，病虫害によるコーヒー栽培の崩壊と糖業不況によってチレボン農村も経済危機に見舞われ，農民層の全般的落層化が進むが，農民は食糧生産への回帰によって危機打開をめざしたと言う[18]。

フェルナンド論文には通説的解釈を全面否定した部分があり，チレボン史に関する未公刊史料を駆使している点でも評価されるべきではあるが，植民地政庁側の史料を無批判に利用しているようであり，「強制栽培制度による農村社会の繁栄」という前述のエルソンらと共通のテーゼに対しては，やはり前述のナイトの批判が妥当するように思われる。

はやや低下するが1870年には農家の約15%に回復）で存在し続けたとしている。総じて「共同的保有」化は，植民地当局による強制，下層農民の土地保有要求，上層農民が税役軽減のために行った土地分配など，諸要因の相克によると言う。

ボームハールトの結論は筆者もほぼ首肯できるものであり，とくに私領地におけるインディゴ・甘蔗の栽培が，強制栽培に先立って「共同的保有」の拡大する要因として指摘されている点は重要であろう。

17) Fernando, M.R., Peasants and Plantation Economy: The Social Impact of the European Plantation in Cirebon Residency from the Cultivation System to the End of First Decade of the Twentieth Century, Ph.D.Dissertation, Monash University, 1982.

18) 植民地期のチレボン経済史については，チレボン東部で1918～1922年に植民地当局が実験的に行った「土地改革」に関するブレマンの研究も貴重である。Breman, J.C, *Control of Land and Labour in Colonial Java*. Floris, 1983.

チレボン東部は砂糖生産の中心地のひとつで，世紀転換期に至っても土地共有制（割替制）が根強く存続していた。当局は村落支配者層と協力して，土地保有規模の零細化した農民層（シクップ）を救済するとして「土地改革」を実験的に実施した。「改革」では，チレボン東部の約50ヵ村ほどで割替の中止と土地の持分固定化，それに保有農民の選定が行われた。各農民の土地保有規模は1バウを目標としたために，逆にマージナルな農民層はシクップから排除される結果になってしまった。約2万4,000人の旧シクップのうち約5,000人が新シクップになれず，彼らは何らの保証も与えられなかった（新シクップの保有地は結局2分の1バウ）。当該地方では，20世紀初頭には既に土地なしの隷属民（Wuwungang）や農業労働者が農村人口の過半に達していたが，「改革」はかかる土地なし層をさらに増加させることになった。また，当局は村落支配者層の協力を得るため，最優等田の職田を改革の対象外とし，耕地の25%を占めていた村有地には手をつけなかった。さらにこの「改革」では，農民の負債軽減を目的として，中国人商人らの高利貸活動に対する規制も強化したが，これも結局は効を奏さず，下層農民の負債を軽減することはできなかったと言う。

一方，ジョコ・スルヨの学位論文「19世紀後半の植民地支配下スマラン農村の社会経済生活」[19]（1982年）は，中部ジャワのスマラン農村社会の動態的分析である。スルヨによれば，スマラン農村では強制栽培とその賦役負担は住民にそれほど大きな影響を与えなかったが，むしろ現地人行政官の汚職・腐敗（不法な土地集積や経済活動）が1840年代末から50年代に大規模な飢饉を引き起こした主要因であった。現地人支配者層の横暴は，オランダが彼らの伝統的権威に強く依存したためであったが，1860～70年代に至ると，オランダは交通手段の整備（鉄道・道路網の拡充）によって地方行政のコントロールに乗り出す。この交通手段の整備は，輸出向け農産物輸送の改善のみならず，農村の世界市場への統合を促し，輸入製品の大量流入と伝統産業（典型的にはバティック）の衰退を齎した。1880年代の経済危機も農村部に深く浸透し，貧困と疫病の蔓延を招いた。19世紀末の中央集権化と一層の商業化によって，スマラン農村が広い社会的・経済的ネットワークの中に巻き込まれると，民衆は固有の社会的規範を喪失して社会不安の出口を宗教的復古運動に求めるが，20世紀に入るとこれがサリカット・イスラムや鉄道労組の成長などナショナリズムに結び付いていくと言う。

これらの実証分析は，研究の前進面として評価できる。但し，ジョコ・スルヨは，スマランの都市部が中部ジャワの経済および行政上の中心地として発展を遂げたのと対象的に，農村部は依然として低成長で伝統的性格を存続させたとしてその二重構造論的視点を堅持しているが，筆者は，むしろこの両セクターの接合関係こそ植民地の社会経済構造を把握する鍵ではないかと考えている。

19) Djoko Suryo, Social and Economic Life in Rural Semarang under Colonial Rule in the Later 19th Century, Ph.D.Dissertation, Monash University, 1982.

3．王侯領農村経済史

王侯領の社会経済史研究では，ケアリ（P.B.R.Carey，イギリス）の一連の研究が注目に値する。ケアリは，ジャワ戦争（1825～1830年）前史を分析した学位論文「パンゲラン・ディパナガラとジャワ戦争の勃発過程」[20]（1975年）をベースにして1980年代に次々と論文を発表しているが[21]，その特徴は膨大な未公刊史料を駆使し，ジャワ戦争に至る経緯を単に軍事史・王朝史にとどめず，社会経済史的要因にまで踏み込んで分析していることである。以下ではその主論文と思われる「救世主の待望，ギヤンティ条約からジャワ戦争までの中南部ジャワの農村世界」（1986年）に即して要点を紹介しておこう。

この論文では，18世紀後半以降，ジャワ戦争勃発までの中南部ジャワの緊迫した農村社会の実態を捉え，多くの王侯領住民が反乱軍を積極的に支援した，その社会経済的要因の解明を課題としている。1755年のギヤンティ条約で王侯領がジョクジャカルタ領とスラカルタ領に分裂すると，領地の縮小で財政難に苦しむ内領の封土所有者や外領支配者は，土地税や通行税・市場税などを引き上げた。また，ヨーロッパ人や中国人に負債を負って領地の徴税請負を任せたり，領地の貸与による私領地[22]も拡大した。1812

20) Carey, P.B.R., Pangeran Dipanagara and the Making of the Java War, Ph.D.Dissertation, Oxford University, 1975.

21) 主な論文のみを次に挙げておく。Carey, P.B.R., "The Origins of the Java War (1825－30)", *English Historical Review*, Vol.91, 1976. do., "The Residency Archive of Jogjakarta", *Indonesia*, No.25, 1978. do., "Changing Javanese Perception of the Chinese Communities in Central Java, 1755－1825", *Indonesia*, No.37 1984. do, "Waiting for the 'Just King': The Agrarian World of South-Central Java from Giyanti (1755) to the Java War (1825－30)", *Modern Asian Studies*, Vol.20, No.1, 1986.

22) 私領地に関する研究では，やや古い研究ではあるが，ナイトの学位論文（ロンドン大学，1968年）が最も体系的に分析したものであろう。以下，ナイトの業績を要約紹介しておく。Knight, G.R., *Estates and Plantations in Java*, 1812－1834, University of London, Ph.D.Dissertation, 1968.

年にイギリスとの条約によって（イギリス支配期1811～1816年）ケドゥ地方を割譲すると財政難は一層深刻となり，中国人による通行税の徴税請負が増大した。しかも，通行税徴収所でのアヘン販売も中国人によって独占的に請け負われた。諸税の引き上げや請負制の拡大は，直接生産者を直撃し，土地なしの隷属民（ヌンパンやブジャン）が開墾によって土地保有農に身分上昇する可能性を閉ざしたばかりでなく，土地保有農（シクップ）の没落をも促し，重税地域での逃散や徴税所の焼打ちなどの農村不安もひろがった。こうした農村社会の危機に，1821～1825年の旱魃・凶作とコレラの流行が拍車をかけ，民衆の間には救世主（ラトゥ・アディル）の出現を期待する気運が高まっていた。1825年にジョクジャカルタの皇太子ディパナガラが起こした「反乱」（ジャワ戦争）を多数の民衆が支持したのは，かかる社会経済的背景ゆえであった。

ケアリ論文は精緻な実証研究であるが，同時に王侯領の土地所有＝税役収取関係や農民諸階層の実態把握という点でも貴重な成果であり，植民地化前の社会経済構造を知る手掛かりも得られる。

王侯領経済史研究では，この外にフーベン（V.J.H.Houben，オランダ）の学位論文「宮廷とオランダ植民地軍，スラカルタとジョクジャカルタ，1830～1870年」[23]（1987年）があり，フーベンは，ジャワ戦争以後のオランダ植民地政庁と王侯領の関係史を扱い，特にオランダの圧力の下での王侯領行政の再編過程や私企業進出の実態などは研究の空白を埋めるものとなっている。また，ヒューヘンホルツ（W.R.Hugenholtz，オランダ）論文「租税と社会，1830年ごろの中部ジャワの地域差」[24]（1986年）は，オンホッカ

私領地とは，オランダ東インド会社や植民地政庁が，その財政難からヨーロッパ人や中国人に売却した領地のことであるが，ナイトの学位論文は，1810年代～1830年代の私領地に関する詳細な実証研究である。

ナイトによれば，当該期の植民地政庁には，私領地の存続をめぐって政策的対立があり，これが私領地政策をめまぐるしく変化させることになった。ジャワをヨーロッパ向け農産物生産の拠点とする方針では一致していたが，私領地がその刺激剤になるとする者と，その封建領主的支配ゆえに自由主義的農業開発に貢献しないとする者との対立であった。当時の私領地は，大別して①西部ジャワ，バタヴィア近郊（Ommelanden），②王侯領のジャワ人貴族からの借入地，③ジャワ北岸村落の企業租借地，から成っており，所有者はヨーロッパ人が236人（1819～1827年，オランダ人142人，イギリス人50人の順）の外に，中国人も相当数いたようである。以下，各地域の特徴を簡単に紹介しておく。

①バタヴィア近郊の私領地は最も歴史が古く，オランダ東インド会社のバタヴィア建設以来存在する。19世紀初頭には100以上の私領地が存在したが（80～90がヨーロッパ人所有，残りは中国人），古くは東インド会社の役人や退職者の別荘・避暑地として利用されることが多かった。ダンデルス＝ラッフルズの統治期（1808～1813年）にこの地方の私領地は更に広がり，砂糖業を中心に農園経営も本格化した。中には支配下住民が1万人～2万人という大規模所領の購入も認められた。しかし，1819年に総督に就いたカペレンは私領地反対論者であり，以後私領地の拡大は認められず，むしろ一部の大規模私領地は植民地政庁が買収した。

②王侯領の私領地は，王族・貴族の借金の抵当として封土単位で増大した。特に1816～1822年に広がり，1822年の王侯領私領地は324ヵ所で，所有者は100人を越えている（ヨーロッパ人が3分の2，中国人が3分の1）。しかし，1823年のカペレンによる返還命令と1825年のジャワ戦争で，当地の私領地は大きな打撃を受けた。

③北岸地帯の私領地は，東インド会社時代に中国人の村落請負制（賃貸制）として始まり，19世紀初頭からは多数のヨーロッパ人プランターが砂糖とインディゴの製造業で農村未耕地を借入した。ラッフルズは，地租制度の導入とともに，中国人の租借を排除し，オランダ政庁もこの政策を継承している。1830年代に強制栽培制度が導入されると，ヨーロッパ人プランターは，強制栽培の契約工場主として，結果的には強制栽培制度の拡張を支えることになる。

この外に，ナイトの学位論文では，代表的な私領地所有者の経歴まで詳しい追跡が行われている。

23) Houben, V.J.H., Kraton en Kumpeni, Surakarta en Yogyakarta, 1830－1870, Ph.D.Dissertation, Leiden University, 1987.

24) Hugenholtz, W.R., "Taxes and Society: Regional Differences in Central Java around 1830", in Sartono Kartodirdjo (ed.), *Papers of the Fourth Indonesian-Dutch History Conference, Yogyakarta*, 24－29 *July* 1983, Volume One, Agrarian History, Gadjah Mada University Press, 1986.

ムがマディウン社会の分析に際してケドゥ史の史料に依拠したことを批判し，同じ王侯領でも社会経済構造の地域的差異に注目している。また，スハルトノ(Suhartono，インドネシア)論文「農村生活への糖業のインパクト，クラテン，1850－1900年」[25](1986年)は，スラカルタ王侯領のクラテン（Klaten）に即して，19世紀後半の外国資本による土地租借＝農園開発が農村社会にどのような混乱と荒廃を齎したのかを分析している。

このように王侯領の社会経済史についても優れた実証研究が現れているが，直轄領地域の研究に比べて立ち遅れは否めず，とりわけ王侯領の植民地政庁への従属化の過程をトータルに捉える努力が今後の課題となろう[26]。

4．その他の研究

上記のほかに19世紀ジャワ経済史の注目すべき研究として，ラッシュ(J.R.Rush，アメリカ)，バッカー(J.I.Bakker，カナダ)，ボームハールト(P.Boomgaard，オランダ)の学位論文を取り上げておこう。

(1) 中国人のアヘン専売請負制

植民地社会における中国人の経済活動と中国人社会の位置づけは重要な研究テーマであるが，ラッシュの学位論文「19世紀ジャワのアヘン請負業，植民地社会における制度的連続と変化」[27]（イェール大学，1977年）は，19世紀ジャワにおいて中国人が担ったアヘンの専売請負制の研究を通してこの課題に接近している。

この学位論文では1860年代～1890年代が分析の中心となっているが，これは1880年代にアヘン密貿易について詳細な調査を行ったテメヘレン（Temehelen，1882年にジョアナ県副知事，1885年にスマランでアヘン問題特別行政官，1889年に政庁財務局のアヘン問題主任検査官）のアヘン・レポートを主要な史料としているためである。

論文前半では，アヘンの公的な専売請負制と非公式の密輸入によるアヘン販売の実態，当時の中国人社会の最上層に位置する有力一族（Cabang Atas）とオランダ政庁とのアヘン専売を通じた結び付き，などが分析されている。中国人によるアヘンの生産・販売・徴税請負はすでに東インド会社の時代からみられたが，ダーンデルス支配期に入って政庁が定めた地域ごとにアヘン製造・販売の独占権を中国人アヘン請負業者（Opium Farm）に与える競売が公式に発足した(1809年)。その後，専売請負制はバンテンとプリアンガンの２州を除いてジャワ全域（王侯領も含む）に広がり，各州単位で独占権が競売に付された(３年以下の契約)。植民地政庁にとっては，その収益が重要な財源の１つとなっていた(歳入の平均15%)。一方，各地の中国人有力一族にとって，請負業の権利を得ることはその莫大な収益に加えて中国人社会の統率を政庁から委任される行政官の地位を得ることでもあり，それゆえにグループ間の競争も激しさを増した（例えば，1887～1889年には３つの有力一族が20州のうち13州で請負業の権利を獲得)。アヘン販売が農村部にまで深く浸透するようになると（公認の販売店はジャワ全体で2,664，非公式の販売所は約１万3,000，その他行商による販売，1851年)，需要は政庁指定の販売量をはるかに上回り，請負業の権利を得られなかったグループ（およびその下部組織）を中心に大規模な密貿易も横行した。公認の請負業者自身が密輸入に従事することもあり，政庁による取り締まりも十分な効果をあげることができず，少なくとも消費量の半分は密輸入による

25) Suhartono, "The Impact of the Sugar Industry on Rural Life, Klaten, 1850－1900", in Sartono Kartodirdjo (ed.), *op.cit.*

26) 拙稿「ジャワ王侯領経済史序説」『経済学研究』(北海道大学) 第40巻第１号,1990年６月。

27) Rush, J.R., Opium Farms in Nineteenth Century Java: Institutional Continuity and Change in a Colonial Society, 1860－1910. Ph.D.Dissertation, Yale University, 1977.

ものであったと言われる。

論文の後半では，自由主義政策期，とりわけ1880年代以降における本国議会・植民地政庁のアヘン請負業に対する政策変化から，最終的には政庁による直営専売制度に移行する過程が詳しく追跡されている。1880年代の経済不況は中国人商人をも直撃し，政庁にアヘンの購入代金を支払えない請負業者が続出した。時同じくしてリベラル派のアヘン攻撃が強まり，植民地行政機構の拡充(オランダによる一元的支配)，中国人請負業の半独立的な販売形態への批判，アヘン吸飲に対する道義的批判，中国人高利貸からの現地人の保護，などを口実として1893年にはアヘン請負制度の廃止が決定され，政庁直営の専売制度に取って代わった（1894～1897年)。その後も中国人の商業活動に対する規制は強化され，移動許可制や居住地規制によってアヘンと結び付いた中国人の商業ネットワークは大きな打撃を受けた。有力一族から任命されていた中国人行政官も，もはや中国人社会の効果的なブローカーではなくなり，単なる下級行政官に編成されていった。

以上がラッシュの学位論文の概要であるが，史料的に解明困難な課題に取り組んだ意欲的研究であり学ぶべき点も多い。ただ植民地社会論の視点から言えば，村落レベルにおける中国人の商人資本家・高利貸資本家としての活動や流通網の組織化の実態はほとんど不明であり，今後の課題としなければならないだろう。

(2) 家産制植民地社会論

バッカーの学位論文「低開発の要因としての家産制と帝国主義，ジャワの比較史的社会学分析，強制栽培制度の諸側面を中心に，1830～1870年」[28]（トロント大学，1979年）は，強制栽培期ジャワにおける低開発の原因をウェーバー(M. Weber）の家産制概念の援用によって解こうとする。

周知のように，ウェーバーは『支配の諸類型』の中でスルタン制を家産制の極限形態と見做しているが，バッカーはこれを有力な根拠として，植民地化前のジャワのマタラム国家を典型的な家産制国家とみている。そして，その伝統的な家産制は，植民地支配下で官僚制化されながら維持・強化され，これがジャワの低開発を決定づけると言う。従って，バッカーのキー・タームは「家産制の官僚制化」(bereaucratization of patrimonialism)である。バッカーによれば，一般的に官僚制化は資本主義的生産関係の展開と軌を一にして起こるが，家産制を前提とする官僚制化はむしろ資本主義的関係を抑止する。植民地行政の官僚制化は，家産制的生産関係の上に重ね置かれ，徐々に伝統的な家産制的生産関係の性格を変質させるが，生産様式の構造的転形を引き起こすことはないと言う。

ここでバッカーは，支配形態としての家産制論に加えて，生産関係，生産様式といったマルクス的用語も使用している。この点については，マルクスとウェーバーの社会学的類似性に注目すべきであるとし，「開発と低開発の社会学的研究には，ウェーバー理論とマルクス理論を関連づけることが極めて重要である」としており，必ずしも明示的ではないが，家産制に対応する生産様式として，マルクスのアジア的生産様式論（国家的土地所有と孤立した村落共同体）が想定されているようである。伝統的な家産制的生産様式（patrimonial mode of production）においては，当該社会の何物もスルタン個人の家産としてスルタンに帰属しており（王権の排他的支配権)，その家産的支配者であるスルタンが唯一の土地所有者であったと考えられている。自立的な貴族階級の不在ゆえに，封建制は成立しなかったとみる。

28) Bakker, J.I., Patrimonialism and Imperialism as Factors in Underdevelopment: A Comparative Historical Sociological Analysis of Java; with Emphasis on Aspects of the Cultivation System, 1830－1870, Ph.D.Dissertation. Toronto University, 1979.

植民地支配下に入ると，スルタンに代わって総督が集中的権力を保持するようになり，行政機構の官僚制化が展開する。家産制関係によって特徴づけられる社会経済構造の上に，合法的行政機構が重ね置かれるのである。現地人官僚もこの行政機構に統合され，その一部を構成することになる。植民地化前の家産制と植民地行政の結合は，例えばブパティ（レヘント，現地人上級首長）の俸給形態（土地所有による報酬の付与）に典型的に示されると言う。ブパティは，官僚機構に組織されながら，なお家産制支配を展開していると見るのである。

植民地支配下の社会経済構造の変化については，専ら強制栽培期が分析の対象となり，近年の研究成果も取り入れながら，土地共有制，地租と栽培歩合の相関，農民階層構成の固定化など，一定の生産関係の修正が特徴づけられるが，強調点はあくまで家産制的生産様式が不変であったことに置かれる。したがって，少なくとも1830～1890年の間は，農民は隷属的な生産者として，存続する家産制的生産様式によって村落に結び付けられ，農民層がプロレタリア化することもほとんどなかったとしている。この点では，前述のナイトなどとは大きく異なる農村社会像である。

さらにバッカーは，低開発を説明する有力な理論と見做されてきたフランクやギアツの説なども批判する。フランク説に対しては，資本主義による現地社会の全面的統合が性急に主張されているとし，資本主義の世界的規模での展開は，常に農民のプロレタリア化を生み出すわけではなく，強制栽培はむしろ土地共有を強化し，農民のプロレタリア化を抑制した。ジャワが世界資本主義システムに統合されていく長期の移行過程の中に，強制栽培期を正しく位置づけることが必要であると言う。また，ギアツ説に対しても，生態的要因がジャワの低開発の決定的ファクターとされていること，強制栽培制度の歴史的研究が欠如していることなどを指摘する。結局，ウェーバーを援用した「家産制の官僚制化」テーゼこそが，ジャワの低開発を説明しうるということになる。

以上がバッカーの学位論文の要旨である。ウェーバー理論に依拠した植民地社会論としてユニークであるが，逆にウェーバーの家産制や封建制の概念に強く制約されているため，概念規定が先立ってジャワ社会とその発展の特殊性の解明が軽視されているように思われる。筆者は，前植民地から植民地への移行期には，家産制論では捉えきれないような社会変動が展開したと考えている（王権に対する地方支配者の成長，植民地初期の現地人首長の権能など）。また，バッカーの説明ではウェーバーの家産制論とマルクスの生産様式論がどのように結びつくのかも判然としない。筆者には，少なくともアジア的生産様式論で当該期ジャワ社会が理解できるなどとは到底思えない。

(3) 人口成長論的アプローチ

次に，19世紀ジャワの人口成長論を扱ったボームハールトの学位論文「植民地国家の人々，ジャワの人口成長と経済発展」[29]（アムステルダム自由大学，1987年）は，人口成長論を社会経済史研究と結び付けた研究である。

ボームハールトによれば，これまでの人口統計学者によってなされたジャワの高い人口成長率の説明は，せいぜい死亡率の低下に与えた諸要因（戦争，疫病，予防接種など）の指摘に止どまり，社会経済要因と結び付ける一貫した試みは全くなかったと言う。まず論文前半で経済政策，土地制度，村落構造，農業，都市問題など，19世紀ジャワの社会経済構造の変動を分析し，続けて人口成長率に関する統計的処理を行い，時期毎に両者の相関関係を検討している。結論的には，以下の諸点が主張される。

①1800年前後の時期は，高い出生率を維持し

29) Boomgaard, P., Children of the Colonial State: Population Growth and Economic Development in Java, Ph.D.Dissertation, Vrije Universiteit te Amsterdam, 1987.

ていたが，同時に高い死亡率ゆえに相殺され，成長率は0.5%（年率，以下同様）程度になる。

②1820～1850年は，死亡率がやや低下し，これと高い出生率で人口成長率を高めた時期である。19世紀前半は，1.25%の成長率に達する。死亡率低下の要因は，予防接種の普及，交通網の整備などであったが，それでもこの時期には，コレラの流行，ジャワ戦争，強制栽培に伴う飢饉などで死亡率の低下を鈍らせた。一般に，死亡率の低下は出生率の低下を伴うものであるが，この時期には依然高い出生率を維持していた。その要因は，第一に，土地保有への接近が比較的容易となった地方で初婚年令が低下し，結婚率も高まったことである。つまり，ジャワの慣行では所帯をもたねば土地保有者にはなれないが，土地共有制が強化・拡張された中部ジャワを中心に，土地保有が比較的容易となった地方では，結婚の早期化（男性13～17歳，女性10～14歳）が進み，高い出生率を維持することになった。第二の要因としては，強制栽培制度の導入に伴う非農機会の拡大が挙げられる。農業インフラの整備に伴う賃労働機会の増大，商業，運輸業などの発達，家内工業で生計をたてる階層の増加など，非農セクターの拡大は住民に経済発展の可能性を与え，これが出生率を高い水準に維持することになったと言う。

③1850年以降は，死亡率が低下し，出生率もやや鈍化する時期であるが，人口成長率は全体として高まり，19世紀後半は1.6%を記録する。出生率が鈍化する要因としては，土地共有制の後退（特に割替の中止），土地不足，強制栽培制度の廃止による非農機会の縮小など，総じて経済発展の機会が低下したことが指摘される。

このように，19世紀ジャワの人口成長（19世紀平均の成長率は1.4%）の変動が，主に労働需要の面から，各時期の社会経済要因と結び付けて説明されている。筆者には，ボームハールトが行っている人口の統計的分析の当否について判断能力はないが，ジャワ社会の貧困や経済的停滞を単に高い人口圧力で説明するような俗論に対して，社会経済史的視点からの人口成長論は説得的であり，貴重な研究成果であるように思われる[30]。

II．マドゥラの王侯領と植民地化

通常ジャワの一部として扱われるマドゥラ島には，19世紀中葉の段階まで3つの王侯領が存続した。このマドゥラの植民地化と王侯領社会の再編成については，クントウィジョヨ（Kuntowijoyo，インドネシア）がその学位論文「農業社会マドゥラの社会変化，1850～1940年」[31]（コロンビア大学，1980年）で詳細な検討を行っている。以下ではクントウィジョヨの学位論文に依拠して，マドゥラ王侯領の植民地化とその構造変化の特徴を見ておこう。

マドゥラ島はその大部分が石灰岩と泥灰土に覆われ，農業は畑作中心で生産性も低い。1886年の耕地データによれば，畑地が約26万バウ，水田が11万バウで畑地が7割を占めている。主

30) ボームハールトの研究には，女性労働と人口成長を扱った次の論文もある。Boomgaard, P. "Female Labour and Population Growth on Nineteenth Century Java", *Review of Indonesian and Malayan Affairs*, Vol.15, No. 2, 1981.
この論文の要点は以下の如くである。強制栽培のための労働力需要の増大によって，大量の男性労働力が輸出向け農産物生産に動員され，それに代わって女性の農業労働（主に食糧生産）への参加が増大した。その結果，それまで女性が重要な役割を果たしてきた農村工業（紡績，織布など）は衰退せざるを得ない（この点は学位論文の内容と論理不整合）。このような事態に直面したとき，本来的な農民の行動様式は，労働拒否，移住，甘蔗畑の焼き打ちなどであるが，そのような抵抗も住民支配・労働管理が厳しくなり失敗すると，労働負担を軽減する次の代替策は多出産であり，子供を6～7歳から労働力とすることである。労働強化に対して住民がとるこの対応においては，女性が決定的な役割を果たすことになる。
この論文でボームハールトは，メイヤスーの生産様式接合論を援用し，資本主義セクターへの労働力提供の強化に対する伝統的セクターの反応＝変化として，人口成長を捉える視点を提起している。

31) Kuntowijoyo, Social Change in an Agrarian Society: Madura, 1850－1940, Ph.D.Dissertation, Columbia University, 1980.

作物はメイズやキャッサバ，その他の芋類・豆類であり，米作は副次的であるが，いずれもその土地生産性はジャワの半分程度であり，食糧は専ら輸入に依存している。

村落は散村形態を取り，各耕地が上級支配者層の封土に組み込まれていたため，村落結合は比較的ルースであり，また畑作中心の農業ゆえに農民の個人的土地保有化が進展していた。

一方，人口成長率(1850～1930年の年平均2.7%)は，ジャワ(同，1.9%)よりも高く，食糧不足と人口圧が古くからマドゥラ住民のジャワへの移住を引き起こしてきた要因と言われる。ジャワ東端部を中心に，地方によってはマドゥラ人が多数派を形成するほど大規模な移住を繰り返してきた。1846年には既に106万人(東端部のみで49万人)が移住しているが，年間4万人規模の移住者のうち2～3万人は農閑期3～5ヵ月のみの出稼ぎであり，収穫労働，プランテーションでの農業労働，その他の雑業に従事した。1930年の人口センサスでは，ジャワ居住マドゥラ人が429万人となっている。

オランダのマドゥラ支配は，18世紀初頭にまで遡るが，オランダは当時マタラム王国の支配下にあったマドゥラの宗主権をマタラムから獲得し，3つの王侯領として存続させた(東部のスムヌップ王侯領と中部のパムカサン王侯領が1705年，西部のバンカラン王侯領が1743年)。ただし，当初オランダによる王侯領内部の支配体制への介入は限定的であり，オランダ植民地政庁への毎年の上納金(19世紀初頭ではスムヌップ王侯領2万4,000フローリン，バンカラン王侯領1万4,000フローリン，パメカサン王侯領6,000フローリン)の義務づけ，王位継承や王族間の婚姻の許認可，民事を除く司法権の統括，植民地軍への兵力提供の義務付け(19世紀初頭には各王侯領とも1,000人規模の徴兵)，輸出入税の徴収(スムヌップ王侯領とパメカサン王侯領)などにとどまり，在来の封土制に基づく土地所有＝税役収取関係には介入しなかった。

しかし，19世紀中葉に至って，ジャワ直轄領の拡大とともにマドゥラの直接支配も本格化し，王侯領の宰相パティの任免権を獲得(バンカラン1847年，スムヌップ1854年，パムカサン1858年)，1857年にはマドゥラを1つの理事州としてパムカサンに州知事(Resident)を送り，翌1858年にパムカサン王侯領を廃止，1883年にはスムヌップ，1885年にはバンカランの王侯領をそれぞれ廃止した。

植民地化前の王侯領の土地所有関係は，ジャワの王侯領と同様に封土制によって特徴づけられる。オランダによってパヌンバハン(Panembahan)という称号を付与された3人の王は，直営の王領村落(Desa daleman)を所有するとともに，王族や官僚には封土を下賜した。封土所有者は3階層に区分され，王族(スンタナ)と上級官僚(総称はマントリで宰相パティ，宮廷内の官僚，郡長などを含む)には村落を下賜して税役収取権を与えた(Perchatan desa)。また，王族の家臣団や下級官吏，兵士など(総称アブディ)も小規模ではあるが水田を封土として所持できた(Perchatan sawah)。1861年のデータによれば，この3階層で7,616人，全労働力人口約2万人の5.7%を占めている。

王の直営地および封土からの税役収取は各王侯領によって異なるが，例えばパムカサン王侯領では，水田・畑地の土地税が収穫量の3分の1の現物または4分の1相当の貨幣による収取，庭宅地からは現物で3分の1(果実など)，王が徴収する非農業税では，市場税(4%)，輸出入税(10%)，人頭税(一世帯あたり1.85～2.35フローリン)，帆船税，燕巣税などであった。

賦役労働は，土地所有に拘わりなく，労働可能な成人男子(Orang kuwat)に課せられた(免除者は王族・官僚・村役人・宗教指導者・年金生活者・軍人など)。王の徴発する賦役には，燕巣採取，チーク林伐採，王家所有の塩田での労働，宮廷内での雑役などがあり，封土所有者も様々な雑役に賦役を徴発できた(パンチェン賦役，ただし各種賦役の調達方法や労働量などは不明)。また，軍役については，オランダがマタ

ラム王国からマドゥラを分離して宗主権を確立して以降，兵力の提供を義務づけており，その軍事組織（バリサン）は1831年からは常設軍となり（将校95人，兵士2,881人），西部スマトラのパドリ戦争，北部スマトラのアチェ戦争，ロンボク戦争などに植民地軍の一員として参加している（パムカサンのバリサンは1858年以降，スムヌップとバンカランのバリサンは1885年以降，いずれもオランダの直接管理下に置かれている）。

一方，村落は前述の王直営の村落，封土所有者の村落，それに僅かであるが王家の墓地や聖地を管理する免税村（Perdikan desa）の3種類があり，村長クリウォン（Kliwon）は郡長または封土所有者が任命し，その下に村長任命の村役人が数名おり，村長・村役人には職田とパンチェン賦役の収取権が付与されていた。

ところで，植民地化直前のマドゥラにおける土地所有＝税役収取のもう1つの特徴は徴税請負の拡大であり，その主要な担い手は中国人であった（現地人による徴税請負は小規模）。王侯領支配層の中には，オランダへの上納金の支払いや不安定な農業生産，徴税費用の負担などから財政難に陥り，安定的な現金収入を得るために王の直営地や封土の徴税権を中国人（商人や中国人組織の首脳たち）に貸与した。徴税を請け負った中国人は，契約年数分の税を前払いした。徴税請負の対象となった村落比率などの詳細は不明であるが，例えばバンカラン王侯領の封土村落では，およそ村落の7分の1で中国人が徴税権を取得していた。土地税以外の非農業税でも王自らが徴税を請け負わせた例があり，例えばバンカラン王侯領では，市場税・輸出入税・屠殺税などが貸与され，さらに塩の独占的生産と輸出，燕巣生産，アヘン・質屋・賭博の営業権なども中国人に任された。1861年のデータによれば，徴税請負人は435人（労働力人口の0.2%）となっている。このように，徴税請負制の拡大によって徴税権の物件化が進み，封土制に基づく土地所有関係は形骸化しつつあったと言えよう。

次に住民の労働力構成を見ておくと，1861年データでは，労働力人口約13万9,000人のうち，農民は7万2,000人で52%，漁民2万5,000人で18%，手工業者8,300人で6%などとなっている。農業は前述のように畑作中心の農業で生産性も低く，土地所有はそれほど重要な意味を持たなかったようである。ジャワへの出稼ぎの方が主たる収入源となっている農民も多く，支配層の財政難による課税強化は，土地所有に固執しない農民層が放てき地を拡大する要因ともなった。また，農民の土地保有権は，一般に個人的保有が確立しており，スムヌップ王侯領での18ヵ村サンプル調査（1883年，オランダ直轄領への編入時）では，水田の47%を他村住民が所有しており，土地保有権の移動がかなり頻繁化していたものと思われる。ただし，パムカサン王侯領の一部には，1835年から王領村落に砂糖の強制栽培が導入されており，当該村では土地の共同的保有が強化され，耕地処分は厳しく規制された。

マドゥラを直轄領としたオランダは，旧王侯領行政の植民地行政への改編，封土制の廃止と新たな税制の導入，マドゥラを塩の主産地と位置づけた塩生産の開発などの諸政策を打ち出した。

まず行政再編では，旧王侯領を県行政の単位とし（バンカランは2つの県に分割），ジャワの直轄領行政機構に準じて，県以下を郡－副郡－村落に編成した（パムカサン県3郡・6副郡・177村落，スムヌップ県14郡・414村落，バンカラン県は14郡・460村落，サンパン県1郡・171村落）。各レベルの現地人行政官には旧王侯領時代の官僚の一部も登用されたが，それは2割程度に過ぎず，封土所有の特権なども剝奪されていた。オランダは官吏養成学校の設立および一般住民からの官吏（とくに下級官吏）の任用を基本政策としており，やがて官吏全体が植民地行政官プリヤイとして一体化していった。

王領村落の廃止とともに収入源を奪われた王

族には,直系親族3代まで年金が支給された(スムヌップ県で218人，バンカラン県では151人)。再雇用されなかった上級官僚マントリにも，それまでの平均収入の半額を1年間のみ保障した（スムヌップ県137人，バンカラン県227人)。しかし，王族の家臣団や旧下級官僚は封土を失ったうえに年金も支給されず，大半は農業によって生計をたてたようである。王侯領時代の官僚層は7,000人以上いたが,オランダ支配下での現地人行政官は655人に縮小された（1885年)。なお，直轄領編入時に徴税請負人に貸与されていた村落・水田については，オランダが補償金を支払って徴税権を再度買収している。同時に非農業部門の徴税請負も認められず，一括してオランダが徴税権を掌握することになった。

一方，オランダ支配下でも特権的な土地所有が認められたのは，村長・村役人の職田所有と軍人の封土所有であった。前者は，オランダが村落運営にほとんど介入しなかったためで，村長の職田は依然として大規模であり，例えばパムカサン県のパンダン村(Desa Pandan)では，農民の平均的保有規模1.5バウに対して村長は10バウを所持しており，同じくララランガン・トコル村(Desa Larangan Tokol)では水田27バウを村長と村役人が所有し，一般農民は1～2バウの畑地保有のみであった(1859年)。軍事組織バリサンの将校・兵士にも，引き続き小規模の封土の所持が認められたが，オランダ管理下に入って兵力は半分以下に縮小された。例えばパムカサン県（軍事組織は1858年以降オランダの管理下）の軍人322人には合計で631バウの水田と334バウの畑地が封土として与えられている。

次に税役の変化について見ておくと，土地税は生産量の5分の1相当を貨幣で徴収，賦役は漸次金納化することとしたが，いずれも村落単位の賦課を原則とした。パムカサン県では耕地の再配分も行われ，水田4分の1～1バウ，畑地8分の1～2バウの幅で分配されている。賦役の縮小＝金納化に伴って，砂糖や塩の生産，インフラ整備なども徐々に「賃労働」に切り替えられたが，砂糖栽培は生産力の低位性や食糧生産への悪影響からその後は後退し（1870年の作付地400バウが1880年には166バウ),オランダは専ら塩の増産に力を入れた。

直轄領編入後のマドゥラ農村の変化は，農業従事者の増加,分益小作や土地なし農民の増大,塩生産の急拡大などによって特徴づけられる。農業従事者は，1861年の労働力人口比53%が1890年61%に上昇,絶対数でも7万2,000人が17万7,000人に増加している。農業従事者比率の増大は旧下級官僚や非農民の農業への転換によるもので，非農民の農業への参入は農地の一定の生産性上昇も作用していたと言われる。しかし同時に土地商品化の進展，一層の土地保有権移動に伴って土地なし農民も急増し，1895年に農家の16%を占めた土地なし農が1905年には34%となっている。畑作に重要な役畜の所有状況でも，1895年の非所有農家比率19%が1905年には37%となっている。耕地や役畜を保有しない農家比率の増大は，世紀転換期における農民の階層分化を推察させている。

最後に，オランダがマドゥラ経営で最も重視した塩の生産に触れておこう。オランダは，塩の生産者からの買い上げ価格の決定と個人取引の禁止によって，生産規模と輸出量を独占的に管理した。塩生産は天候に左右され価格変動も激しかったが，一般的には生産者にとって農業よりはるかに収益が大きかった。優等田の稲作収益がバウあたり約60フローリンなのに対して，塩田収入は200フローリンにも達した(1917年)。オランダは,住民の塩生産を刺激するため,1861年に買い上げ価格を大幅に引き上げたが（コヤン＝30ピクルあたり3.5フローリン→10フローリン)，これによって塩田は一挙に拡大し，例えばパムカサン県ではその後の5年間で塩田面積が2倍に拡大した。更に1882年には塩生産のライセンス制度が導入され，塩田の登記と塩田経営者には政庁との生産契約を義務づけ，塩生産の統制を強化した。

塩の生産関係をめぐる特徴は，世紀転換期に

農地以上に塩田の商品化が進み，一部上層（商人や金融業者を含む）に塩田の集積・集中が進展したことであり，それに伴ってランセンスを取得した塩田保有者が生産者に塩田を貸付ける，つまりランセンス保持者と生産者の分離が進展したことである。これは，農業における分益小作関係に類似するもので，ランセンスを取得した塩田保有者と生産者が生産費用と収益を折半するのである。1917年におけるスムヌップ，パムカサン，サンパンの3県の集計で，塩田数3,644のうち保有者自身による生産経営は526に過ぎない。

このように，マドゥラでは塩生産においても農業以上に所有と経営の分離が進み，植民地支配下で塩を中心とした商品生産の拡大が直接生産者の分化を促したのである。

以上，クントウィジョヨの学位論文において社会経済史的分析を行っている部分を中心に要約整理してみた。ジャワ経済史に偏重した研究状況の中で，一次史料を駆使した本格的なマドゥラ経済史研究として貴重であるが，なお残された課題も多いようである。例えば，封土制下の土地所有関係について言えば，各王侯領における王領村落，封土村落，封土水田の構成比や，租税収取関係によって実現される土地所有関係の差異などは明らかではない（上級所有権と下級所有権の分有関係など）。また，ジャワ研究で重要なテーマとなっている農民の身分階層制についても言及がない。直轄領編入後の村落行政や直接生産者の土地保有権の変容，農業と塩業における階層構成の変動など，より立ち入った検討も必要となろう。総じて言えば，ジャワ経済史研究で蓄積されてきた諸課題を踏まえて，比較史的方法による再検討が必要であるように思われる。

III. 外島の植民地化と社会経済変動

外島（ジャワ・マドゥラ以外の諸島）に関する植民地経済史研究は，ジャワに比して著しく立ち遅れているが，それでも近年ではリンブラット（J.T.Lindblad，オランダ）の東南部カリマンタン研究，クラーン（A.van der Kraan，オランダ）のロンボク研究など，一次史料に依拠した本格的研究が現れている。以下では，両者の研究を要約し検討しておきたい。

1．東南部カリマンタン

リンブラットによる東南カリマンタンの植民地経済史研究『ダヤック人とオランダ人の狭間で—東南カリマンタン経済史，1880～1942』[32]（1988年）は，おそらくカリマンタン経済史に関する最初の本格的研究であろうと思われる。

リンブラットは，まず論文前半において，東南カリマンタンの人種構成や研究対象となる地域のスルタン小国家群の構成，また時代的背景などについて簡単な予備的知識を与え，17世紀に始まるオランダ東インド会社（VOC）のカリマンタンでの商業活動からバンジャルマシン戦争（1859～1863）を経て第1次大戦までのオランダ資本の進出を概観している。

VOCは，17世紀以降，度々バンジャルマシンでの商業独占権を求めたが，スルタン諸国の反撃にあって一進一退を繰り返した。18世紀には，マルタプラ（Martapura）のスルタンがスラウェシのブギス族の攻撃にあってオランダの援助を求め，VOCに主権を譲った時期もあるが(1787年)，オランダが当地に支配の地歩を固めたのはバンジャルマシン戦争後の，マルタプラ・スルタン位を廃止させて以降のことであった。

1875年にオランダ商事会社の商館がバンジャルマシンに建設され，さらに1883年にはその後の貿易業務の中心的担い手となるボルネオ・スマトラ会社（Borsumij）が商業独占を獲得した。また，この時期には航海技術で優位に立つ中国

32) Lindblad, J.T., *Between Dayak and Dutch, The Economic History of Southeast Kalimantan*, 1880－1942, Foris Publication, 1988.

人商人も多数来航し，17世紀以来のブギス族の伝統的交易活動にとって代わった。こうして1880年代には，内陸部の現地住民ダヤック人と直接交易するマレー系バンジャル人，河川沿いの中継市場を握る中国人，外国貿易と東インド（インドネシア）域内貿易を支配するヨーロッパ人という重層化した商業パターンが成立してくる。中国人はボルネオ・スマトラ会社のエージェントとしても重要な役割を演じる。1880年代～1890年代の輸出品は，伝統産業であるグッタペルカ（乾燥樹脂）やラタン（藤竹）で70%以上を占めていた。

産業部門別にみると，農業では1887年からヨーロッパ人プランターに農業租借地が譲渡され，タバコ・コプラ・ゴムなどのプランテーションの開設が始まった(75～99年租借)。プランターは東部スマトラでの成功をここでも期待したが，天候不順と品質の悪さで思うにまかせず，結局タバコは1899年のピーク時でも60万kgがアムステルダムに送られただけで，20世紀に入るとプランテーションは次々に閉鎖された。これと対照的に，外国資本による開発の中心となったのが石炭・石油の鉱山業であった。まず，1888年には石炭会社である東ボルネオ会社（ＯＢＭ）が設立され，ジャワ人クーリー(1892年に900人)を使ってマハカム河川沿いの開発を進めた。1903年設立の石炭会社(Pulu Laut)は，シンガポールで集めた中国人クーリー（1910年，2,300人）を使役して東インド最大の石炭産出を記録したが(1912年には16万5,000トン，東インド全体の27%)，品質の悪さからその後は後退し，オランダ資本の投資先は石油に移る。

石油の開発は，ＯＢＭがマハカム・デルタで油田を発見したことから始まり，シェルとロイヤル・ダッチがこれに参加，両社は1902年に共同販売会社であるアジア石油（Asiatic Petroleum）を設立，さらに1907年には生産・輸送・販売の全分野で共同するバタビア石油会社（ＢＰＭ）を設立して，ここに石油生産の独占体が形成された。バタビア石油会社が調達したクーリーは，1907年で3,000人，1912年には8,200人（ジャワ人70%，中国人20%，その他バンジャル人など）に達し，生産量も1910年代には年産75万トン（日産１万4,000バーレル)，東インドの石油産出量の53%を占めた(1913～14年)。東部のクタイとタラカンが主な原油供給地で，バリックパパンの精錬所は南部スマトラのパレンバンに次ぐ第２の規模となった。

1880～1914年には88のヨーロッパ系企業（そのうち70がオランダ資本）が設立されたが，前述の石油のＢＰＭや貿易のBorsumijを中心に寡占化が進み，その末端には中国人商人もエージェントとして共存していた。

次に，両大戦間期が「拡張の時代」として特徴づけられる。この時期の第１の特徴は，現地人（バンジャル人）小農によるゴム栽培の急拡大である。当地にも20世紀初頭にゴム栽培が導入され，初めはヨーロッパ人によるプランテーション経営(1910年，ジャワ人クーリー1,250人)で独占的に栽培されたが，徐々に現地人小農にも換金作物として普及し，南部の河川敷きや水田に接する低地斜面がゴム栽培に利用された。ゴム輸出に占めるプランテーション生産比率は，1915～18年の44%から1919～21年には15%に減退しているが，対照的に現地人のゴム生産は1930年代には３軒に２軒の割合で行われるようになり，すくなくとも10万世帯がゴム栽培地を保有するに至っている。

この時期のもう１つの特徴は，伝統的な林産物輸出から近代的な林業への転換である。伝統的なグッタ，藤の採集は1920年ごろをピークにその後は後退し，代わって木材搬出業がヨーロッパ資本によって導入された。この林業では，中国人・マレー人が下請けとして雇用され，彼らが内陸部の現地住民（ダヤック人）から伐採した丸太を購入した。プランターが当局から得た租借地は，1936年には40万ヘクタールに達している。また，日本企業の進出もこの分野の特徴で，北クタイの「東洋開発会社」は５万ヘクタールの租借地を得て3,500人のダヤック人クー

リーを調達，後の「南洋林業株式会社」はカリマンタン最大の木材輸出会社に成長した（当地の搬出量の３分の１）。

なお，植民地経営の中核となった石油生産も，欧米での自動車産業の発達に伴うガソリン需要の急増で，この時期に更に拡大し，ジャワ人クーリーの調達も一層強化された（1929年には油田で１万4,000人，精錬所で9,300人）。

次に，やや視点を変えてオランダ植民地当局と各スルタン家との関係，植民地行政機構，税制，公共支出，インフラ整備など，当該社会での植民地政策の特徴を跡付けている。

バンジャルマシン戦争は，オランダがバンジャルマシン王家の王位継承問題に介入し，王族の一派と起こした武力衝突であったが，これによってスルタン位を廃止させ，1877年には初代駐在官（Resident）を当地に派遣した。その後，周辺の非妥協的なスルタン王家を次々に廃止し（1905年タナ・ブンブ，1908年パシル，1912年パガタン・クサンなど），スルタン制の存続を認めた地方でも伝統的な祭礼の指揮権のみスルタンに残し，実質的な支配権はオランダが掌握した（スルタンにはプランテーション・鉱山の租借料の半分が支払われ，これが財源となる）。

1900年ごろから始まった行政機構の整備では，最終的に５つの県（afdeeling），24の郡（district）に区分してオランダ人行政官を配置した（1935年）。各郡長の下には現地人の地方首長キアイ（Kiai）を助手として任用しており，このキアイを頂点とする現地人社会に対しては，キアイーアシスタント・キアイードゥマン（村長）という行政機構への画一化が図られた。租税政策では，1878年に現地人農民に対して，それまでスルタンが徴収していた10分の１税を金納化して課したが，1920年代にはこれを地租に切り替え，税率を15％まで引き上げた。この金納租税化が，ゴムなどの換金作物栽培を余儀なくさせたことは言うまでもない。また，当局の歳出では，いわゆる「倫理政策」期に入ってインフラ（灌漑，港湾，道路など）にも支出されるようになったが，それでも公共事業では植民地末期まで依然として賦役労働に大きく依存していた。賦役の金納化も一部の地方で普及したが（フル・スンガイなど，1923年で10万人が代金納），1930年代に入っても約20万人の男子（18～45歳）に賦役労働（年間20日）が課せられている。結局インフラ整備は，港湾建設が中心で灌漑や幹線道路の建設はほとんど実現しなかったと言う。

最後に，東南カリマンタン植民地社会の全体像が再整理され，農村と都市の人口構成，産業部門別の生産者数とその地域別特徴，農業租借地の規模と推移，クーリー労働者，外国貿易の量と取引相手の変化など，世界市場への統合過程での外的刺激と社会構造の内的変化が指摘されている。ここで特に興味深いのは，外国商社と現地人を結ぶ中国人商人の活動であり，その信用関係の展開である。

こうして形成された東南カリマンタンの植民地社会においては，主にオランダ向け石油生産とシンガポール向け林業によって，オランダは莫大な収益をあげることができた。1920年前後には輸出収入の87％が経済余剰となり，その額は毎年１億ギルダーにも達したのである（1919～1926年）。逆に現地住民や労働者の食糧は，相当部分を輸入に頼らざるを得ず，やはり東南アジア大陸部のデルタ地帯（主にタイ，ベトナム）に依存したのである。

以上がリンブラットの研究の要点である。カリマンタン経済史に関する最初の本格的な研究として貴重な業績と言えるが，その叙述方法には若干の疑問も残った。

その第一は，地域経済の変化が常に外部から持ち込まれるものと考えられていることである。外部から持ち込まれる変化だけが「近代化」と見做されており，デュアリズムを東南カリマンタンにおける社会経済生活の特徴と断定している（219頁）。そこでは，「伝統」部門と「近代」部門の両セクターの構造的結合を捉える視点は欠如しており，現地人社会の変動が「近代」部門のあり方を逆規定する側面は視野に入ってこ

ない。

第二には，現地農民やクーリー労働者など植民地社会の底辺で生きた人々の姿がほとんど登場しないことである。史料上の制約があるにしても，直接生産者の具体的存在形態を追及していないことには，率直に言ってやや物足りなさを感じた。第一の疑問点とも関連するが，現地人農村社会の構造変化や流入するクーリーの労働状態こそ，分析の中心に据えられるべきであろう。

2．ロンボク

クラーンの植民地期ロンボク研究『ロンボク：征服，植民地化，そして低開発，1870～1940年』[33]（1980年）は，オランダによるロンボクの植民地化とロンボク社会の「低開発」の構造化を分析した意欲的研究である。

最初に，オランダ支配の直前までバリ王朝の支配下にあったロンボク社会について，バリ支配の歴史的経緯とバリ支配下での土地制度，税役制度，村落構造などが概観される。ロンボク島は，15～16世紀にイスラムへの改宗の過程でジャワ王朝の強い影響を受けたが，17世紀にはバリとマカッサルがその支配権を求めて争い，バリ王朝の優位が確立すると（1677年），その後約150年にわたってバリ人の支配が浸透していった。バリ王朝は，ロンボクの現地人であるササック人の貴族＝首長層を次々に服属させて西部地方に支配の地歩を固めたが（1678～1775年），王朝分裂時代には東部へのバリ支配は弱まり，ササックの貴族が東部各地で独立を回復した時期もあった（1775～1849年）。しかし，19世紀中葉にはカランガスン家（Karangasem）の統一的支配によって，ロンボクは再びバリの強力な支配を受けることになった（バリ人人口３万5,000人，ササック人49万人）。

西部（19世紀末の人口14万人）はバリ支配の拠点となり，ササック人の支配層は東部に追いやられた。西部の領地は，王ラジャ（Raja）の直営地（Druwe dalem）と王族（Triwangsa）の封土（Druwe jabe）に分割され，各領内の農民（バリ人農民とササック人農民）から土地税と賦役を徴発した。西部における王の直営地は，灌漑水田の64%，天水田の78%，畑地の77%を占め，収穫量の約８%を土地税（現物税）として収取するとともに，約６万人に賦役労働を義務づけ，宮廷建設や道路整備などに徴発した（19世紀中葉）。王族の封土では，農民は収穫の５割を封土所有者に上納することが義務づけられ，さらに賦役労働も強いられた。このように王および王族に領土権が集中していく過程で，ササック人村落の自律性は剝奪され，農民は王または封土所有者に直接支配されることになった。

一方，ササック人社会の自律的組織が存続する東部（19世紀末の人口39万人）では，王の直営地（水田の３分の２，畑地の４分の３）の外に小規模ではあるがササック人貴族の封土も認められた。東部には約50人のバリ人王族が上級行政官（郡長以上）として派遣され，その下にササック人貴族が村長として徴税と賦役履行の責任を負った。ただし，ササック人貴族の封土縮小（王およびバリ人王族による買収）や厳しい相続規制などが反発を招き，1840年代のバリ人による再征服後もササック人首長層によって指導された「反乱」が繰り返し起こっている（1855年，1871年，1891年）。

1891年のササック人による対バリ戦争とオランダの本格的介入，そしてバリ支配の崩壊に伴って東部ササック社会の変容が始まる。反乱の発端は，バリ島での王朝の内紛に際して，東部ササック農民を兵力として動員しようとしたことであり，これに反発したササック人首長層は農民を動員してバリ人行政官を襲い，これがササック人首長とバリ人王族の全面的対立へと発展した。西部のササック農民も，軍役を強化され徐々にバリ支配から離反していた。内戦はバ

33) Kraan, A. van der, *Lombok: Conquest, Colonization, and Underdevelopment*, 1870－1940, Singapore, 1980.

リ島からの援軍を得た王朝側が優位に推移したが，東部のササック人指導者たちは，バリ島に居るオランダ人駐在官（Resident）に援助を求め，1894年にオランダ軍が上陸して東部のバリ支配は崩壊した。バリ人支配層が撤退した東部では，村落より上位の支配者が不在となり，これを機にササック人貴族の上級支配権が回復し郡行政の再編も進んだが，農民は王直営地や封土支配から解放され，旧来の個人的な土地保有権が復活した。

オランダは，1843年にバリ王家と同盟を結び，バリ・ロンボク海域からのイギリス勢力の排除を図っていたが，1880年代に入ってロンボク島における鉄・錫・金の埋蔵がバタヴィア政庁に伝えられ(これは事実誤認であったが)，政庁では大勢がロンボクの政治支配の確立を支持していた。当時の総督は，アチェ戦争の教訓から武力行使には尚慎重な姿勢を取っていたが，1891年の前述のササック首長層の援助要請を受けて武力制圧の準備を進め，1894年にはバタヴィアから4,400人の援軍を送り，ロンボクの内戦に乗じて支配権の確立を図った。

1894年7月に上陸して西部を制圧したオランダは，王を退位させるとともに皇太子の中から親オランダ派を新王に就け，新たな条約によってオランダの支配権（行政権，徴税権，司法権など）を認めさせた。ところがオランダは，東部のササック人首長には，行政権，徴税権などの一部の自治を認めたため，バリの王族がこれに反発し，バリ王朝側は再び武力抵抗を決定した。数ヵ月の激戦の後，バタヴィアから更に数千の援軍を得てバリ軍を最終的に鎮圧したオランダは，バリ王および王族を追放してロンボクを植民地化した。

その後，オランダは行政組織，土地所有関係，税役制度の再編成を本格化した。オランダの基本政策は，第1にバリ人とササック人の分離支配，第2に旧王直営地の支配権の継承，第3にバリ人行政官とササック人首長を介した統治と封土制の復活であった。

まず西部は4つの支配地域に分割し，バリ人居住地域とササック人居住地域に分離して，最下位の現地人行政官として前者には12人のバリ人郡長を，後者には36人の村長を任命した(1897年)。こうして現地人を民族別に分離して旧社会で解体していた郡行政・村落の再生を図り，首長層には税役徴収を義務づけるとともに，封土所有の復活も認めた(1899年)。この結果，西部の領地は，水田の65%，畑地の76%がオランダの直接徴税地域，残余が首長層の封土となった。直接支配地域の土地税は，水田を細かく等級区分して課税するとともに，以前は免税であった畑地にも課税した。また旧社会と異なる点は，封土の首長層が収取する土地税についても，その半分をオランダ当局に上納するよう義務づけており，封土所有権の重層化を図っている(1899年)。賦役もすべての男子成人に賦課され，これには首長層も含まれて免除特権は認められず，特に封土の農民は首長とオランダの両方から賦役徴発を強いられた(1905年以降)。また，農民の土地保有権については，譲渡禁止などの厳しい規制が旧社会から継承されたのも特徴的であった。

一方，東部の農民は，1891～1894年の内戦期に土地税や賦役を拒否して事実上の個人的土地所有権を獲得しており，オランダによる再編成には抵抗も大きかった。東部に対するオランダの行政は，8つの郡に分割してササック人上級首長（旧貴族）を配し，彼らには封土を付与するとともに，支配下村落からの土地税徴収を義務づけた。税額は従来と同額であったが，農民は一時的にせよ獲得していた個人的土地所有権を否定され，耕作権の保有のみに逆もどりした。1895年に開始した土地税徴収では，予定していた税の17%しか徴収できず，ここには農民の強い抵抗が示されている。1890年代後半，東部農村では毎年のように農民の反税蜂起がみられたが，この時期の特徴は，ササック人首長層が徴税歩合や現金報給を得てオランダ当局と協力関係を強化し，農民の抵抗運動から離反したこと

である。

クラーンは，この研究の総括とも言うべき章（第6章）のタイトルを「低開発の開発」としている。言うまでもなくフランク・テーゼの援用であるが，ここではロンボクにおける植民地政策の基本と主に租税制度の改編による住民の貧困化の構造が検討され，クラーンの言う「低開発」が具体的データによって示されている。

ロンボク社会に対する植民地政策の第1は，農業生産力の上昇を意図した灌漑設備の普及であった。これには農民の無償労働による数百の小規模灌漑も含まれるが，1910年代後半～1930年代前半の政庁による大規模灌漑も進み，例えば東部のスワンギ・ダムの灌漑事業では770ヘクタールにわたる灌漑が可能となった。その結果，1900～1940年に灌漑水田は35%増加したが，しかし同時期の米生産量の増加は20%に過ぎず，この点では労働生産性の上昇を伴っていないことになる。植民地政策の第2は道路網の整備であり，これも賦役労働の徴発によって行われた。16歳以上の男子全員が賦課対象となり，1900～1920年の年平均の一人あたり賦役労働日は19.5日となっているが，年間30日の上限規定を超えて39～46日といったケースもあった。政策の第3は衛生・教育の普及であったが，天然痘やインフルエンザの撲滅は容易に進まず（1912年の天然痘で数千人死亡，1918年のインフルエンザで3万6,000人死亡），学校建設は村落の初等学校にとどまり，植民地末期まで就学率は数パーセントであった。以上のような3つ基本政策の財源は租税収入によって賄われ，あくまで独立採算制を原則としていた。

オランダが体系化した租税制度の中では，水田に課税する土地税（パジェック）が最大の財源であり，1900～1920年には税収全体の80～85%を占めた。植民地初期の水田税は，水田を5等級に区分して現物（乾燥籾）で徴収したが，バリ王朝支配期と異なる点は，免税特権を認めず封土からも収取したことである。1914年には，新たな土地測量と登録，等級の確定作業を済ませ，これによって隠田なども不可能となり，平均税率は収穫量の21.2%となった。さらに1920年には，この水田税が金納化されたため，農民の貨幣需要は大幅に増大した。また，水田を8等級に再区分して税率を引き上げたため，1930年代には水田税支払いのための売却米は収穫量の26.4%にまで上昇した。

土地税の第2は，畑地と庭宅地への課税（ウペティ）であり，これは当初3等級に別けて最優等地のみから貨幣で徴収していたが，1921年に税率の大幅引き上げを行い，更に水田税と同様に8等級に区分して最劣等地まで課税することにした。

この外に，政庁の財源となった諸税には，植民地初期からの輸出入税と所得税，後に追加された屠殺税（1916年），焼畑税（1927年）などがある。所得税は当初は中国人とアラブ人のみを対象としたが，1909年には現地人商人，1914年には現地人農民の農外収入にも課せられた。高率の屠殺税の導入による肉消費量の減少や焼畑税に伴う農民の焼畑放棄なども指摘されている。また，1929年には賦役の金納化も可能となり，同年には賦役負担者の57%が金納している（年間5フローリン）。

このような税役制度の再編強化によって，農民は貨幣需要の増大ゆえに農産物，とりわけ米の相当量を売却せざるを得ず，精米業を兼ねる中国人商人の活動を活発化する結果となった。ロンボクでの鉱山開発のもくろみを果たせなかったオランダは，中国人商人＝精米業者を通じて米の輸出増を図り（オランダ商事会社に売却），これを主要な植民地収益としたのである。

以上のようなオランダの植民地支配は，次の3つの結果を齎したとクラーンは指摘する。その第1は，農民の貧困化である。これはまず農民一人あたりの生産量の低下および農家収入の減退によって示される。その主な要因は，バリ王朝時代に灌漑水田のみに課せられていた土地税が，その他の耕地にも例外なく課せられるようになり，収穫量に占める土地税率は旧来の11

%が20%台に跳ね上がったことである。その結果，中国人商人に負った負債から土地を手放す者が急増し，1920年代後半には土地なし農民が40%を占めた。彼らの大半は現地人首長層の下で小作農となったが，1930年代にはその3分の1が小作経営からも排除され，雑業層を形成することになった。

結果の第2は，現地人首長層による所有地の集積・集中である。上述の土地なし農民・小作農民の増加は，逆に首長層への土地集中を齎したが，これは首長層がオランダ直接支配地域で没落する農民層の保有地を集積し，封土に加えて自己所有地を拡大していったことによる。首長層の封土は，当初数ヘクタール規模のものが多かったが，1930年代には数十～数百ヘクタールの水田を所有する者も現れた。西部では，1899年に首長層の所有水田が全水田の35%であったが，1938年にはこれが60%まで拡大し，そのうちの88%が小作貸付地となっている。東部でも1940年には水田の65%が首長層の所有地となり，やはり87%が小作地となっており，中には数百人の小作農民を抱えるものもいたと言う。

結果の第3は，食糧事情の悪化である。一人当たりの米消費量は，1900～1910年平均の4.68ピクルから1931～1940年平均の3.55ピクルへ，24%減少した。その主な原因は，米の生産増が人口増に追い付けなかったこと，農民はたとえ窮迫販売でも税支払いのために米の売却を強いられたことである。これによって米の輸出は，1900年代の全収量の12%が1930年代には21%にまで上昇し，年を追って食糧危機は深刻化したと言う。

以上がクラーンによる植民地期ロンボク研究の概要である。バリ王朝の支配期から植民地化に伴う現地社会の変容を未公刊の一次史料に拠って分析し，如何に「低開発」が構造化していったかを明らかにしようとする意欲的研究であるといってよい。最後に筆者の若干の疑問点を提示しておきたい。その第1は，前植民地期に関して，バリ島の王朝とロンボクを支配したバリ王朝との相互関係が不明なことである。また，バリ人がロンボクを支配したことによって，ロンボク社会がどの程度変容したのかも十分明らかではない。さらに，オランダのバリ・ロンボク海域における長期的戦略が示されていないため，オランダの登場がやや唐突に思われる。第2には，現地人社会の構造変化に関して，税役制度の再編や首長層の土地所有については詳細であるが，肝心の村落社会の変容についてはほとんど触れられていないことである。商品貨幣経済の強制，土地の事実上の商品化の進展などによって，農民層間，首長層間でどのような階層分化が見られたのか。また，農民の土地保有権の変化や封土と地主的土地所有との関係なども不明である。第3に，現地人首長層に関して，その土地所有の拡大が結果としては指摘されているが，オランダ当局の首長層政策とその実態が体系的に語られていないことである。オランダが首長層を介して諸税の安定的徴収を図ったことは想像に難くないが，重税ゆえに農民の全般的貧困化と食糧危機を招いたとすれば，植民地支配の要としての現地人支配者に関する分析が是非とも必要であろう。

おわりに

以上みてきたように，諸外国における19世紀ジャワ経済史研究では，強制栽培制度の農村社会へのインパクトやプランテーション体制移行期の労働力の性格に関して，ギアツ批判以後新たな論争が展開しつつあり，同時に多様な研究テーマへの取り組みも進展している。強制栽培期農村の構造と変動に関する課題（具体的には権力構造，村落共同体，土地制度，農民諸階層など）には，記述のように連続と変化の両側面からアプローチすべきであろうが，その際，直轄領地方史の実証研究の成果は各時代の歴史的位置づけを考える素材を提供してくれることにもなる。王侯領研究も直轄領地方史研究と同様の意義をもつが，それにとどまらず，前植民地

期の社会経済構造を知る上からも貴重な成果である。また，従属理論，生産様式接合論，ウェーバー学派，人口統計学など様々の学派・分野からのアプローチは，植民地社会論の方法を鍛えるためにも是非参照されるべきであり，その批判的継承が肝要であろう。

一方，ジャワ以外の諸島に関する植民地経済史研究は，ジャワに比べてはるかに立ち遅れているものの，本稿で紹介したような先駆的業績がすでに現れており，今後の研究の進展が期待される。その際，各地の社会経済構造の特徴とその在来社会のあり方に規定された植民地支配の同質性と差異性の検討が体系的に行われる必要があろう。